

○筑波大学校章等規則

〔平成19年6月14日〕
法人規則第37号
改正 平成30年法人規則第39号

筑波大学校章等規則

(目的)

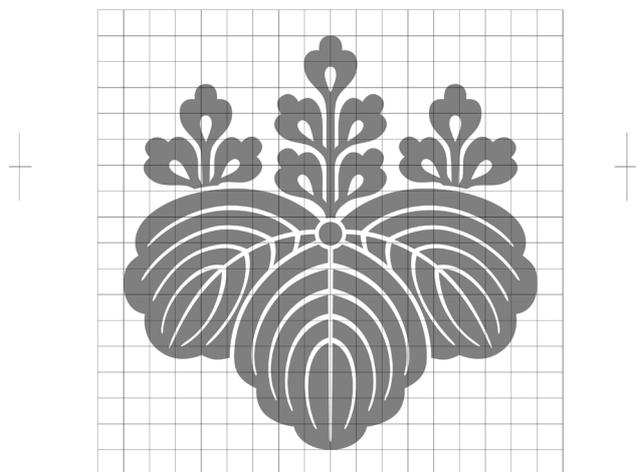
第1条 この法人規則は、筑波大学の校章及び筑波大学を象徴する基本色（スクールカラー）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(校章)

第2条 筑波大学の校章は、次のとおりとする。



2 寸法の割合は、次のとおりとする。



グリッド線の縦横の比率は1対1。
(意匠説明)

第3条 筑波大学の校章は、五三の桐とし、桐の花の部分のみ蔭（アウトライン）で表すものとする。

（基本色）

第4条 筑波大学を象徴する基本色（スクールカラー）は、「つくば紫」（CLASSIC PURPLE）とする。

2 準基本色（準スクールカラー）は、「つくばブルー」（FUTURE BLUE）とする。

（視覚表現基準）

第5条 前各条に規定するもののほか、筑波大学の校章及び筑波大学を象徴する基本色（スクールカラー）等に関する視覚表現基準については、別に定める。

（雑則）

第6条 この法人規則に定めるもののほか、校章等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成19年6月14日から施行する。

附 則（平30.3.30法人規則39号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。